

第3四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第3四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社マツモトキヨシホールディングス

(E03519)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【売上及び仕入の状況】	4
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
(1) 【株式の総数等】	13
【株式の総数】	13
【発行済株式】	13
(2) 【新株予約権等の状況】	13
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	17
(4) 【ライツプランの内容】	17
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	17
(6) 【大株主の状況】	18
(7) 【議決権の状況】	19
【発行済株式】	19
【自己株式等】	19
2 【株価の推移】	19
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	19
3 【役員の状況】	19
第5 【経理の状況】	20
1 【四半期連結財務諸表】	21
(1) 【四半期連結貸借対照表】	21
(2) 【四半期連結損益計算書】	23
【第3四半期連結累計期間】	23
【第3四半期連結会計期間】	25

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	27
【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	29
【表示方法の変更】	30
【簡便な会計処理】	30
【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	30
【追加情報】	31
【注記事項】	32
【事業の種類別セグメント情報】	34
【所在地別セグメント情報】	34
【海外売上高】	34
【セグメント情報】	35
2 【その他】	39
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	40
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第4期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社マツモトキヨシホールディングス
【英訳名】	Matsumotokiyoshi Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼COO 吉田 雅司
【本店の所在の場所】	千葉県松戸市新松戸東9番地1
【電話番号】	047(344)5110
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 小松 栄二
【最寄りの連絡場所】	千葉県松戸市新松戸東9番地1
【電話番号】	047(344)5110
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 小松 栄二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期 第3四半期 連結累計期間	第4期 第3四半期 連結累計期間	第3期 第3四半期 連結会計期間	第4期 第3四半期 連結会計期間	第3期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	297,869	322,202	100,232	109,483	393,007
経常利益(百万円)	13,156	12,117	4,132	3,979	16,852
四半期(当期)純利益(百万円)	7,035	3,869	2,213	2,010	7,281
純資産額(百万円)	-	-	102,837	106,514	103,219
総資産額(百万円)	-	-	216,515	226,734	209,503
1株当たり純資産額(円)	-	-	2,129.30	2,181.34	2,135.19
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	147.56	80.39	46.42	41.76	152.70
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	74.52	-	35.76	-
自己資本比率(%)	-	-	46.9	46.3	48.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	11,517	7,283	-	-	7,555
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	986	4,789	-	-	2,015
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,619	1,241	-	-	5,648
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	17,242	12,474	11,222
従業員数(人)	-	-	4,990	5,013	4,884

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第3期第3四半期連結累計(会計)期間及び第3期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	5,013 (6,871)
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	186 (47)
---------	----------

（注）従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【売上及び仕入の状況】

(1) 事業部門別売上状況

当第3四半期連結会計期間の売上実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
小売事業	102,455	110.7
卸売事業	6,113	87.8
管理サポート事業	915	124.2
合計	109,483	109.2

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

3. 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用し、セグメント(事業)区分等を変更しております。前年同四半期比較にあたっては前年同四半期連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

(2) 地区別売上状況

当第3四半期連結会計期間の売上実績を地区ごとに示すと、次のとおりであります。

地区別	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)		
	金額(百万円)	前年同四半期比(%)	備考
小売事業			
北海道・東北エリア (26店舗)	2,396	102.6	-
関東エリア (774店舗)	73,775	100.8	20店増
甲信越エリア (80店舗)	6,883	112.8	14店増
東海・北陸エリア (28店舗)	2,289	112.0	4店増
関西エリア (51店舗)	6,191	114.9	15店増
中国・四国エリア (47店舗)	3,074	330.0	39店増
九州・沖縄エリア (155店舗)	7,802	310.7	132店増
小計 (1,161店舗)	102,413	110.7	224店増
卸売事業	6,012	87.8	
合計 (1,161店舗)	108,425	109.1	224店増

(注) 1. 地区別売上状況は管理サポート事業を除いております。また、上記の金額には営業収入(テナントからの受取家賃及びフランチャイジーからのロイヤルティ収入等)は含まれておりません。

2. 卸売事業は、フランチャイジーへの商品供給を含めて表示しております。なお、当第3四半期連結会計期間末におけるフランチャイズ店の店舗数は51店舗であります。

3. 店舗数は平成22年12月31日現在であります。

4. 売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

5. 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用し、セグメント(事業)区分等を変更しております。また、地区別の区分等も変更しており、前年同四半期比較にあたっては前年同四半期連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

(3) 商品別売上状況

当第3四半期連結会計期間の売上実績を商品ごとに示すと、次のとおりであります。

商品別	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
小売事業		
医薬品	30,760	114.5
化粧品	38,336	108.0
雑貨	22,293	110.0
食品	11,022	111.4
小計	102,413	110.7
卸売事業	6,012	87.8
合計	108,425	109.1

(注) 1. 商品別売上状況は管理サポート事業を除いております。また、上記の金額には営業収入(テナントからの受取家賃及びフランチャイジーからのロイヤルティ収入等)は含まれておりません。

2. 売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

3. 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用し、セグメント(事業)区分等を変更しております。前年同四半期比較にあたっては前年同四半期連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

(4) 主要顧客別売上状況

該当事項はありません。

(5) 商品別仕入状況

当第3四半期連結会計期間の仕入実績を商品ごとに示すと、次のとおりであります。

商品別	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
小売事業		
医薬品	19,516	114.3
化粧品	27,858	106.7
雑貨	17,287	102.5
食品	10,022	112.5
小計	74,684	108.3
卸売事業	6,708	75.7
合計	81,393	104.6

(注) 1. 商品別仕入状況は管理サポート事業を除いております。

2. 仕入に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

3. 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用し、セグメント(事業)区分等を変更しております。前年同四半期比較にあたっては前年同四半期連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日～平成22年12月31日)における日本経済の状況は、新興国向け輸出の拡大や政府の景気刺激策などにより、国内の一部産業に持ち直しの兆しが見られたものの、依然として雇用・所得環境は厳しく、先行き不透明な状況が続きました。また、消費者の低価格志向・節約志向は根強く、個人消費も低調に推移いたしました。

ドラッグストア業界におきましても、前述の様な経済環境から消費マインドの冷え込みは継続しており、業種業態を越えた価格競争の激化や同質化傾向など、一層厳しい環境となりました。

このような環境に対処するため、グループ経営理念である「1st for you. あなたにとっての、いちばんへ。」を基本として、常にお客様の視点にたった各種施策を推進してまいりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

<小売事業>

小売事業は、競合他社を含めた価格競争の激化や個人消費が低調に推移するなか、気温低下を捉えたスキンケア商品、保温具、総合感冒薬など、シーズン商品の販売体制強化により、全体を押し上げました。また、新規出店による寄与、専門人材(薬剤師・登録販売者・ビューティケアアドバイザーなど)によるカウンセリングサービス体制の強化、節約・価格志向に対応したMKカスタマー(プライベートブランド商品)をはじめとした魅力ある商品展開、効率的かつ効果的な販売促進施策、M&Aによる子会社化などにより、売上高は増加いたしました。

新規出店に関しましては、山口県へのグループ初出店を含めグループとして33店舗を出店しました。また、重点施策として、お客様や環境の変化/ニーズへの対応を目的に既存店の改装を19店舗で実施し、スクラップ&ビルドを含め将来業績に貢献の見込めない店舗を7店舗閉鎖いたしました。

その結果、当第3四半期連結会計期間末におけるグループ店舗数は、1,212店舗となり、その領域を1都1道2府40県に拡大しております。

<卸売事業>

卸売事業は、フランチャイズ契約を締結していた3社(株式会社ミドリ薬品、株式会社中島ファミリー薬局、株式会社ラブドラッグス)の子会社化に伴い売上高は減少しておりますが、各フランチャイズ企業での新規出店などにより、堅調に推移しております。

このような営業活動に基づき、小売事業の売上高は1,024億55百万円(前年同期比10.7%増)、卸売事業61億13百万円(同12.2%減)、管理サポート事業9億15百万円(同24.2%増)となりました。

販売費及び一般管理費は、効率的かつ効果的な宣伝展開、店舗運営の効率化を図ってまいりましたが、前年同期に比較して、新たに3社を連結したことに伴う費用増加などから265億77百万円(同15.1%増)となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の売上高1,094億83百万円(前年同期比9.2%増)、営業利益35億57百万円(同1.1%減)、経常利益39億79百万円(同3.7%減)、四半期純利益20億10百万円(同9.2%減)となりました。

第1四半期連結会計期間より、セグメント情報等に関する会計基準等を適用し、セグメント(事業)区分等を変更しております。前年同四半期比較にあたっては前年同四半期連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は2,267億34百万円となり、第2四半期連結会計期間末に比べては73億31百万円増加いたしました。主な要因は、受取手形及び売掛金が36億87百万円、商品が23億59百万円、投資その他の資産「その他」が13億96百万円それぞれ増加したことによるものです。また、前連結会計年度末に比べて172億30百万円増加いたしました。主な要因は、商品が54億51百万円、受取手形及び売掛金が35億13百万円、有形固定資産「その他」が28億66百万円、投資その他の資産「その他」が18億72百万円それぞれ増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は1,202億20百万円となり、第2四半期連結会計期間末に比べて56億13百万円増加いたしました。主な要因は、長期借入金が38億46百万円、未払法人税等が25億32百万円、賞与引当金が13億63百万円それぞれ減少したものの、短期借入金が65億60百万円、支払手形及び買掛金が37億43百万円、流動負債「その他」が21億44百万円、それぞれ増加したことによるものです。これを前連結会計年度末に比べると139億35百万円増加しております。主な要因は、長期借入金が120億50百万円、未払法人税等が31億50百万円、賞与引当金が11億33百万円、それぞれ減少したものの、転換社債型新株予約権付社債が150億円、支払手形及び買掛金が68億93百万円、資産除去債務が39億19百万円、流動負債「その他」が27億96百万円、ポイント引当金が13億50百万円それぞれ増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は1,065億14百万円となり、第2四半期連結会計期間末に比べて17億17百万円増加いたしました。主な要因は、当第3四半期連結会計期間純利益20億10百万円を計上したことによるものです。前連結会計年度末に比べては32億94百万円増加いたしました。これは主に、配当金14億35百万円による減少があったものの、第3四半期連結累計期間純利益38億69百万円を計上したことや自己株式が10億72百万円減少し純資産が増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び同等物の残高は124億74百万円となり、第2四半期連結会計期間末と比べて8億54百万円の減少となり、前連結会計年度末と比較しては12億52百万円の増加となりました。

当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは9百万円の収入（前年同期比2億30百万円の収入減）となりました。主なプラス要因は、税金等調整前四半期純利益38億44百万円、仕入債務の増加額37億43百万円、未払金の増加額12億38百万円、減価償却10億90百万円であり、主なマイナス要因は、売上債権の増加額36億87百万円、法人税等の支払額36億69百万円、たな卸資産の増加額29億75百万円、賞与引当金の減少額13億63百万円であります。

当第3四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは72億83百万円の収入（前年同期比42億34百万円の収入減）となりました。主なプラス要因は、税金等調整前四半期純利益84億66百万円、仕入債務の増加57億62百万円、減価償却費30億92百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額23億14百万円、未払金の増加額17億82百万円であり、主なマイナス要因は、法人税等の支払額80億38百万円、たな卸資産の増加額51億20百万円、売上債権の増加額32億57百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは29億11百万円の支出（前年同期は6億41百万円の収入）となりました。主な要因は、投資有価証券取得による支出12億39百万円、有形固定資産の取得による支出8億49百万円、敷金・保証金の差入による支出7億95百万円があったことによるものです。

当第3四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは47億89百万円の支出（前年同期比38億2百万円の支出増）となりました。主な要因は、定期預金の払戻による収入6億79百万円があったものの、有形固定資産の取得による支出25億85百万円、敷金・保証金の差入による支出16億7百万円、投資有価証券の取得による支出12億41百万円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは20億47百万円の収入（前年同期は16億25百万円の支出）となりました。主な要因は、長期借入金の返済による支出38億46百万円があったものの、短期借入金の増加額65億60百万円があったことによるものです。

当第3四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは12億41百万円の支出（前年同期比33億77百万円の支出減）となりました。主な要因は、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入が149億66百万円あったものの、長期借入金の返済による支出134億21百万円、配当金の支払額14億21百万円、短期借入金の減少額13億18百万円があったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社グループでは、株主による経営陣統治の仕組みを狭義の「コーポレート・ガバナンス」と捉え、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指し、実効性の高い最適なコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。また、持株会社である当社は、当社グループ及びグループ会社の経営戦略の策定、承認、及びその進捗管理等を行う監督機能を有し、これに基づきグループ各社が業務を執行するという体制を構築します。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」においては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の高い信頼性、コンプライアンス、資産の保全の4つを目的とした連結ベースでの全社的な内部統制の構築を進めてまいります。

株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制が有効に機能し、相互に連動することで初めてその実効性を発揮すると考えております。特に、企業活動全ての基礎となるコンプライアンスを最重要視し、関係会社を含め、社員一人ひとりに法律遵守の意識を徹底させてまいります。

当社グループは、これらの継続的な活動を通じて株主はもとより、取引先、地域社会、従業員等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応え、リーディングカンパニーとして競争力のある、継続的安定成長のある企業を実現し、企業価値及び株主共同の利益をより高めていくことを基本方針としております。

不適切な支配の防止のための取組み

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には当社株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（買付け方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といいます。）、結果として大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対し、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社グループの従業員及び現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であると考えております。

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社の企業価値を毀損させるものでないかを判断するため、平成19年10月1日開催の取締役会において、当社株式の大規模な買付行為への対応策（以下「原プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。また、原プランは平成20年6月27日開催の第1回定時株主総会において、1年間継続することをご承認いただいております。

なお、当社は原プラン導入後の情勢変化等を考慮し、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の確保の観点から、原プランのあり方について、継続的に検討してまいりました。その結果、平成21年5月27日開催の取締役会において、取締役会による検討期間の一本化及びそれに伴う延長期間を設定すること、取締役会で対抗措置の発動にあたり株主総会の承認を得る場合の手続きについて明記すること、有効期間を1年間から3年間に延長すること、対抗措置の発動の中止を追加することなど、一部修正した新プラン（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成21年6月26日開催の第2回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランの詳細につきましては、平成21年5月27日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次のURLにてご参照ください。

(http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/00000122_p.pdf)

上記 の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、当社取締役会に対する必要情報の提供が完了した日から60日間を上限として、当該大規模買付行為について、評価、検討、交渉、意見形成及び代替案の立案のために必要な期間（以下、この期間を「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に適うか、第1次的な判断を行います。

なお、当社取締役会は、取締役会評価期間について、必要に応じて、独立委員会に諮問の上、当初設定期間から更に30日を限度として延長することができるものとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合には、延長するに先立ち、延長期間及びその理由を公表いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為について、独立委員会（後記）に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言及び監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は3名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。

独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客観性を確保することを目的とします。当社取締役会は、前記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めることができます。また、独立委員会は、合理性、客観性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会の勧告は公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客観性・公正性・合理性を確保できると考えております。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

第2四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等のうち、当第3四半期連結会計期間において完了したものは以下のとおりであります。

設備名	セグメントの名称	区分	完成年月	投資額 (百万円)	増加売場 面積 (㎡)
(株式会社マツモトキヨシ)					
ドラッグストア ザ・マーケットプレイス佐倉店 (千葉県佐倉市)	小売事業	新設	平成22年10月	66	619
ドラッグストア木更津店 (千葉県木更津市)	小売事業	新設	平成22年10月	113	731
ドラッグストア厚木下荻野店 (神奈川県厚木市)	小売事業	新設	平成22年10月	117	812
泉佐野駅前店 (大阪府泉佐野市)	小売事業	新設	平成22年11月	56	458
ヒルズウォーク徳重店 (愛知県名古屋市長区)	小売事業	新設	平成22年11月	59	290
ドラッグストア富士比奈店 (静岡県富士市)	小売事業	新設	平成22年11月	122	690
ドラッグストア御殿場新橋店 (静岡県御殿場市)	小売事業	新設	平成22年11月	113	643
ドラッグストア三鷹野崎店 (東京都三鷹市)	小売事業	新設	平成22年11月	87	470
ドラッグストア大和鶴間店 (神奈川県大和市)	小売事業	新設	平成22年12月	106	695
ドラッグストア野田花井店 (千葉県野田市)	小売事業	新設	平成22年12月	91	694
ドラッグストア富浜店 (千葉縣市川市)	小売事業	新設	平成22年12月	79	654
ドラッグストア富士厚原店 (静岡県富士市)	小売事業	新設	平成22年12月	111	770
渋谷Part 2店 (東京都渋谷区)	小売事業	拡充及び 改修	平成22年12月	303	363
(株式会社ぱぱす)					
勝どきピュータワー店 (東京都中央区)	小売事業	新設	平成22年12月	76	202

(注) 1. 設備内容は、建物、構築物、敷金保証金等であります。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等のうち、主なものは以下のとおりであります。

設備名	セグメントの 名称	区分	完成(予定) 年月	投資額 (百万円)	増加売場 面積 (㎡)
(株式会社マツモトキヨシ) 大阪ビジネスパーク店 (大阪府大阪市中央区)	小売事業	新設	平成22年11月	76	229
下高井戸駅西口店 (東京都世田谷区)	小売事業	新設	平成22年11月	126	145
放出店 (大阪府大阪市鶴見区)	小売事業	新設	平成22年11月	101	415
ドラッグストア酒井根店 (千葉県柏市)	小売事業	新設	平成22年12月	90	723
天六駅前店 (大阪府大阪市北区)	小売事業	新設	平成22年12月	67	301
ドラッグストア浦和大間木店 (埼玉県さいたま市緑区)	小売事業	新設	平成23年1月	56	570
井土ヶ谷駅前店 (神奈川県横浜市南区)	小売事業	新設	平成23年2月	85	324

(注) 1. 設備内容は、建物、構築物、敷金保証金等であります。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	210,000,000
計	210,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	53,579,014	53,579,014	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	53,579,014	53,579,014	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)

・平成22年8月10日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	67
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,700 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月26日 至 平成62年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,290 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が普通株式の株式分割または株式併合を行うときには、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、またはその他上記の目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、それぞれの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整するものとする。

2. 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる額とする。
3. 資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりとする。
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権を行使することができない。
- 新株予約権者が、在任中に禁錮以上の刑に処せられた場合
 新株予約権者またはその法定相続人が、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人(1名に限る)は、新株予約権を承継し、行使することができるものとする。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し、権利行使することはできないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

・平成22年8月10日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	15,000
新株予約権の数(個)	15,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,081,896 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,856 (注)2
新株予約権の行使期間	自 平成22年10月1日 至 平成25年8月21日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,856 資本組入額 928 (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本新株予約権付社債についての社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある下記(注)2の転換価額で除して得られる数としております。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとしております。

2. 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債の価額は、その払込金額と同額としております。

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額は、当初金1,856円としております。ただし、転換価額は、下記(1)～(4)に定めるところにより調整されることがある。

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合については、次に定めるところによる。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、特別配当を実施する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整することとしております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入することとしております。

- (4) 当社は、本項(2)及び(3)に掲げた事由によるほか、次に掲げる場合には、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行うものとしております。

株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

上記のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

3. 以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
 - (1) 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）
 - (2) 振替機関が必要であると認めた日
 - (3) 平成25年8月21日以前に本新株予約権付社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前営業日以降（ただし、当該償還期日が銀行休業日にあたる時は、その2営業日前以降）
 - (4) 一定の事象が生じ、当社が本新株予約権付社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
 - (5) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限りません。）は、組織再編行為による本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本項(1)～(9)に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）を交付するものとします。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権付社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本新株予約権付社債についての社債に係る債務を以下「承継社債」といいます。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
 - (1) 承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とします。
 - (2) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - (3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項(4)に定める転換価額で除して得られる数とします。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとします。
 - (4) 承継新株予約権付社債の転換価額
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとします。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記(注)2記載の新株予約権の行使時の払込金額に準じた調整を行うこととします。
 - (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、各本新株予約権付社債の払込金額と同額とします。
 - (6) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日（当社が上記(注)3(5)に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から上記(注)3に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとします。
 - (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (8) その他の承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部については、行使することができない。
 - (9) 承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めなし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	53,579,014	-	21,086	-	21,866

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、シルチェスター・パートナーズ・リミテッド(シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドから商号変更)から平成22年11月8日付(報告義務発生日 平成22年11月1日)で大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーを共同保有者として追加し、シルチェスター・パートナーズ・リミテッドの投資運用事業を平成22年11月1日をもって同社へ譲渡した旨、報告がありました。

当社として株主名簿の記載内容が確認できないため、実質所有株式数の確認ができません。

なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
シルチェスター・パートナーズ・リミテッド	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティール, プルトン ストリート1, タイムアンドドライブビル5階	0.0	0
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティール, プルトン ストリート1, タイムアンドドライブビル5階	8,389.9	15.66

当第3四半期会計期間において、ハリス・アソシエイツ・エル・ピーから平成22年10月18日付(報告義務発生日 平成22年10月13日)で大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付がありましたが、当社として株主名簿の記載内容が確認できないため、実質所有株式数の確認ができません。

なお、当該大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ハリス・アソシエイツ・エル・ピー	60602、アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市 スイート500、ノースラサール街2番地	3,874.8	7.23

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,439,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 48,068,900	480,689	-
単元未満株式	普通株式 70,614	-	-
発行済株式総数	53,579,014	-	-
総株主の議決権	-	480,689	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株含まれており、「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が50株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数11個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マツモトキヨシホールディングス	千葉県松戸市 新松戸東9番地1	5,439,500	-	5,439,500	10.15
計	-	5,439,500	-	5,439,500	10.15

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,163	2,113	1,959	1,971	1,971	1,577	1,547	1,759	1,805
最低(円)	2,034	1,791	1,762	1,868	1,543	1,458	1,458	1,492	1,659

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,474	11,895
受取手形及び売掛金	14,216	10,703
商品	60,700	55,248
貯蔵品	2,247	1,368
その他	12,764	11,806
貸倒引当金	139	68
流動資産合計	102,264	90,954
固定資産		
有形固定資産		
土地	41,488	41,657
その他	¹ 21,698	¹ 18,832
有形固定資産合計	63,187	60,490
無形固定資産		
のれん	7,212	6,369
その他	3,000	3,133
無形固定資産合計	10,213	9,503
投資その他の資産		
敷金及び保証金	35,666	35,012
その他	16,413	14,541
貸倒引当金	1,011	998
投資その他の資産合計	51,069	48,555
固定資産合計	124,470	118,549
資産合計	226,734	209,503

(単位：百万円)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成22年3月31日)当第3四半期連結会計期間末
(平成22年12月31日)

負債の部

流動負債

支払手形及び買掛金	62,035	55,141
短期借入金	7,600	8,569
1年内償還予定の社債	12	-
1年内返済予定の長期借入金	3,372	5,218
未払法人税等	1,514	4,664
賞与引当金	1,371	2,505
ポイント引当金	3,155	1,804
資産除去債務	19	-
その他	11,342	8,545
流動負債合計	90,422	86,449

固定負債

転換社債型新株予約権付社債	15,000	-
長期借入金	882	11,086
退職給付引当金	5,049	4,474
役員退職慰労引当金	-	57
資産除去債務	3,899	-
その他	4,966	4,216
固定負債合計	29,798	19,835

負債合計

120,220 106,284

純資産の部

株主資本

資本金	21,086	21,086
資本剰余金	21,866	21,866
利益剰余金	76,867	74,660
自己株式	13,757	14,830
株主資本合計	106,062	102,782

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	1,054	915
評価・換算差額等合計	1,054	915

新株予約権

8 -

少数株主持分

1,497 1,352

純資産合計

106,514 103,219

負債純資産合計

226,734 209,503

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	297,869	322,202
売上原価	217,138	233,392
売上総利益	80,731	88,809
販売費及び一般管理費		
ポイント引当金繰入額	655	1,278
給料及び手当	25,108	27,826
賞与引当金繰入額	1,325	1,384
退職給付費用	1,075	1,009
地代家賃	14,863	16,566
その他	26,082	30,055
販売費及び一般管理費合計	69,110	78,119
営業利益	11,621	10,689
営業外収益		
受取利息	314	161
受取配当金	121	136
固定資産受贈益	327	358
負ののれん償却額	360	-
その他	676	1,193
営業外収益合計	1,800	1,850
営業外費用		
支払利息	170	150
貸倒引当金繰入額	31	102
持分法による投資損失	27	78
その他	35	90
営業外費用合計	265	422
経常利益	13,156	12,117

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
特別利益		
貸倒引当金戻入額	76	104
段階取得に係る差益	-	116
その他	31	23
特別利益合計	107	244
特別損失		
固定資産除却損	271	292
店舗閉鎖損失	152	130
減損損失	552	989
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,314
その他	25	169
特別損失合計	1,001	3,895
税金等調整前四半期純利益	12,262	8,466
法人税、住民税及び事業税	5,281	5,020
法人税等調整額	213	555
法人税等合計	5,068	4,465
少数株主損益調整前四半期純利益	-	4,001
少数株主利益	158	131
四半期純利益	7,035	3,869

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	100,232	109,483
売上原価	73,549	79,349
売上総利益	26,683	30,134
販売費及び一般管理費		
ポイント引当金繰入額	130	332
給料及び手当	7,422	8,533
賞与引当金繰入額	1,271	1,342
退職給付費用	365	320
地代家賃	4,986	5,554
その他	8,911	10,494
販売費及び一般管理費合計	23,086	26,577
営業利益	3,596	3,557
営業外収益		
受取利息	210	55
受取配当金	53	56
固定資産受贈益	99	146
発注処理手数料	-	116
負ののれん償却額	67	-
その他	190	170
営業外収益合計	620	544
営業外費用		
支払利息	50	25
貸倒引当金繰入額	11	49
持分法による投資損失	10	18
その他	12	29
営業外費用合計	85	122
経常利益	4,132	3,979

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
特別利益		
固定資産売却益	18	7
貸倒引当金戻入額	54	26
その他	5	5
特別利益合計	79	39
特別損失		
固定資産除却損	85	74
店舗閉鎖損失	77	8
減損損失	109	69
その他	1	20
特別損失合計	274	173
税金等調整前四半期純利益	3,937	3,844
法人税、住民税及び事業税	1,031	1,180
法人税等調整額	635	588
法人税等合計	1,666	1,769
少数株主損益調整前四半期純利益	-	2,075
少数株主利益	57	65
四半期純利益	2,213	2,010

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	12,262	8,466
減価償却費	2,447	3,092
減損損失	552	989
のれん償却額	440	567
負ののれん償却額	360	-
賞与引当金の増減額(は減少)	1,185	1,168
貸倒引当金の増減額(は減少)	43	80
ポイント引当金の増減額(は減少)	655	1,255
退職給付引当金の増減額(は減少)	671	488
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	-	57
受取利息及び受取配当金	435	298
支払利息	170	150
持分法による投資損益(は益)	27	78
固定資産除却損	271	292
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,314
敷金及び保証金の家賃相殺額	1,053	1,202
売上債権の増減額(は増加)	2,371	3,257
たな卸資産の増減額(は増加)	5,649	5,120
仕入債務の増減額(は減少)	6,716	5,762
預り金の増減額(は減少)	607	518
未収入金の増減額(は増加)	1,068	1,996
未払金の増減額(は減少)	914	1,782
その他	246	461
小計	15,737	14,681
利息及び配当金の受取額	297	150
利息の支払額	171	144
法人税等の支払額	6,016	8,038
法人税等の還付額	1,671	635
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,517	7,283

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	6
定期預金の払戻による収入	-	679
有形固定資産の取得による支出	1,798	2,585
無形固定資産の取得による支出	459	400
敷金及び保証金の差入による支出	1,077	1,607
敷金及び保証金の回収による収入	1,207	669
投資有価証券の取得による支出	-	1,241
子会社株式の取得による支出	-	37
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	178	81
貸付金の回収による収入	72	5
長期前払金の回収による収入	1,500	-
その他	610	346
投資活動によるキャッシュ・フロー	986	4,789
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	1,318
リース債務の返済による支出	283	484
長期借入れによる収入	-	500
長期借入金の返済による支出	2,866	13,421
社債の発行による収入	-	14,966
社債の償還による支出	50	136
自己株式の取得による支出	1	3
配当金の支払額	1,418	1,421
その他の収入	-	76
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,619	1,241
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,911	1,252
現金及び現金同等物の期首残高	11,331	11,222
現金及び現金同等物の四半期末残高	17,242	12,474

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度まで持分法適用関連会社でありました株式会社ラブドラッグスは、平成22年4月に同社の株式を追加取得し子会社化したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 13社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社 前連結会計年度まで持分法適用関連会社でありました株式会社ラブドラッグスは、平成22年4月に同社の株式を追加取得し子会社化したため、第1四半期連結会計期間より持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 1社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ181百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は2,495百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は3,822百万円であります。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(3) 企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書) 前第3四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりましたが「投資有価証券の取得による支出」は重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「投資有価証券の取得による支出」は2百万円であります。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) 1. 前第3四半期連結会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「発注処理手数料」は重要性が増したため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の「営業外収益」の「その他」に含まれる「発注処理手数料」は99百万円であります。 2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度決算において算定した貸倒実績率等を使用して一般債権の貸倒見積高を算定する方法によっております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
3. 繰延税金資産の回収可能性の判断	前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年12月31日)

(役員退職慰労引当金)

連結子会社である株式会社ミドリ薬品は、同社開催の株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議したことに伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、将来の打ち切り支給予定額(第2四半期連結会計期間末残高57百万円)を固定負債のその他(長期未払金)に57百万円計上しております。

(繰延資産の処理方法)

第2四半期連結会計期間において新規に転換社債型新株予約権付社債を発行したことで社債発行費が計上されたことに伴い、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日実務対応報告第19号)に基づき、第2四半期連結会計期間より、社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、28,961百万円であります。</p> <p>当座貸越契約 当社及び連結子会社は、効率的な資金調達のために取引金融機関7行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく、当第3四半期連結会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越契約の総額</td> <td style="text-align: right;">24,500 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金実行残高</td> <td style="text-align: right;">7,600</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,900</td> </tr> </table>	当座貸越契約の総額	24,500 百万円	借入金実行残高	7,600	差引額	16,900	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、24,505百万円であります。</p> <p>当座貸越契約 当社及び連結子会社は、効率的な資金調達のために取引金融機関5行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく、当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越契約の総額</td> <td style="text-align: right;">20,730 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金実行残高</td> <td style="text-align: right;">8,200</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,530</td> </tr> </table>	当座貸越契約の総額	20,730 百万円	借入金実行残高	8,200	差引額	12,530
当座貸越契約の総額	24,500 百万円												
借入金実行残高	7,600												
差引額	16,900												
当座貸越契約の総額	20,730 百万円												
借入金実行残高	8,200												
差引額	12,530												

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
17,906	12,474
預入期間が3か月を超える定期預金	現金及び現金同等物
664	12,474
現金及び現金同等物	
17,242	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 53,579千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,440千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 8百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	954	20	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	481	10	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成21年12月25日開催の取締役会決議に基づき、平成22年4月1日に株式会社ミドリ薬品を株式交換により完全子会社化いたしました。その際、当社保有の自己株式399千株(発行済株式総数に占める割合0.7%)が交付され減少しております。

このほか、単元未満株式の買取による増加1千株や売却による減少33千株があった結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が1,072百万円減少し、当第3四半期連結会計期間末の自己株式が13,757百万円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	小売事業 (百万円)	卸売事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	92,500	6,963	769	100,232	-	100,232
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	82,580	2,494	85,075	85,075	-
計	92,500	89,544	3,264	185,308	85,075	100,232
営業利益	4,738	232	2,041	7,012	3,415	3,596

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	小売事業 (百万円)	卸売事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	275,036	20,501	2,332	297,869	-	297,869
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	235,823	6,962	242,785	242,785	-
計	275,036	256,324	9,295	540,655	242,785	297,869
営業利益	15,473	505	5,803	21,782	10,160	11,621

(注)事業区分は事業内容を勘案して、下記のとおり区分しております。

小売事業 医薬品、化粧品、日用雑貨等の小売販売であります。

卸売事業 関係会社及びフランチャイジーに対して、医薬品、化粧品、日用雑貨等の商品供給を行っております。

その他 建設業、保険代理業、新聞チラシ配布業等であります。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、ドラッグストア・保険調剤薬局等のチェーン店経営を行う「小売事業」を核に、関係会社・フランチャイジー等への商品供給をしている「卸売事業」、グループ企業の管理・間接業務の受託、店舗の建設・営繕、生命保険・損害保険の販売代理業・新聞折込広告の配布手配をしている「管理サポート事業」といった活動をしており、グループ各社が「小売事業」「卸売事業」の各事業を戦略立案・実行展開し、当社を中心に事業・経営サポートを行っています。

したがって、これら事業活動のうち、小売事業の中核となる「マツモトキヨシ小売事業」を別掲し、その他を「その他の小売事業」とし、同様に卸売事業の「マツモトキヨシホールディングス卸売事業」と「その他の卸売事業」を区分し、「管理サポート事業」を加えた5つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）（単位：百万円）

	小売事業		卸売事業		管理サポート事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	194,247	108,538	964	16,029	2,422	322,202	-	322,202
セグメント間の 内部売上高又は振替高	21	0	215,297	37,629	8,967	261,916	261,916	-
計	194,269	108,538	216,261	53,659	11,389	584,118	261,916	322,202
セグメント利益	8,248	1,367	142	260	1,031	11,050	360	10,689

(注)1.セグメント利益の調整額 360百万円には、のれんの償却額 561百万円及びセグメント間取引消去200百万円が含まれております。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）（単位：百万円）

	小売事業		卸売事業		管理サポート事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	66,193	36,262	489	5,623	915	109,483	-	109,483
セグメント間の 内部売上高又は振替高	7	-	73,614	13,097	3,145	89,865	89,865	-
計	66,200	36,262	74,103	18,721	4,060	199,349	89,865	109,483
セグメント利益	2,474	616	41	126	413	3,672	115	3,557

(注)1.セグメント利益の調整額 115百万円には、のれんの償却額 187百万円及びセグメント間取引消去71百万円が含まれております。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額69百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で45百万円、「その他小売事業」で16百万円、「管理サポート事業」で14百万円となり、連結決算における消去・調整で 7百万円となっております。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（金融商品関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

短期借入金、長期借入金及び転換社債型新株予約権付社債が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 短期借入金	7,600	7,600	0
(2) 長期借入金(*)	4,254	4,275	20
(3) 転換社債型新株予約権付社債	15,000	17,250	2,250

(*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）金融商品の時価の算定方法

(1) 短期借入金、並びに(2) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、取引所の価格によっております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものは、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

資産除去債務については、前連結会計年度の末日(注)と比較して著しい変動がありません。

(注) 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高は、第1四半期連結会計期間の期首における残高としております。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

賃貸等不動産については、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 2,181.34 円	1 株当たり純資産額 2,135.19 円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額

前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 147.56 円	1 株当たり四半期純利益金額 80.39 円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額 74.52 円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (百万円)	7,035	3,869
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	7,035	3,869
期中平均株式数 (千株)	47,682	48,137
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	0
(うち支払利息(税額相当額控除後))	-	(-)
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	-	(0)
普通株式増加数(千株)	-	3,797
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 46.42円	1株当たり四半期純利益金額 41.76円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 35.76円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	2,213	2,010
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,213	2,010
期中平均株式数(千株)	47,681	48,139
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	0
(うち支払利息(税額相当額控除後))	-	(-)
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	-	(0)
普通株式増加数(千株)	-	8,088
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当社及び一部の連結子会社は確定給付企業年金制度及び適格退職年金制度を設けておりましたが、平成23年2月1日付で確定拠出年金制度に移行いたしました。この移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用する予定です。

なお、本制度移行による当連結会計年度の損益に与える影響額は、現在算定中であります。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当第3四半期連結会計期間末における当該取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

配当について

平成22年11月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 481百万円

(ロ) 1株当たりの金額 10円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月6日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社 マツモトキヨシホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社 マツモトキヨシホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」が適用されることとなるため、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。